

## 「開発事業等の基準等の見直し」に関するご意見を募集します

枚方市では今後も引き続き社会状況の変化等に対応した開発指導行政を行っていくため、「開発事業等の基準等の見直し」を実施し、「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」、これに基づく規則及び基準（以下、「開発手続条例等」といいます。）の各改正骨子及び「（仮称）都市計画法公園条例」の制定骨子を作成しました。

「開発手続条例等」は、開発事業等の開発者等と住民の紛争の防止及び開発行政の一層の公平性の確保と透明性の向上並びに土地利用、公共公益施設整備水準の確保につなげることを目的として制定したものです。

一方、「（仮称）都市計画法公園条例」は、都市計画法による開発許可に先立ち、公共施設の管理者との協議を行う上で法による全国一律の技術基準の一部を地方自治体の実状に応じ、定められた範囲内で強化、又は緩和することができるものであり、今回は公園の設置基準について定めるために設けるものです。

なお、今回の開発手続条例等の見直しには、公園の設置基準の見直しも含まれていることから、（仮称）都市計画法公園条例をあわせて制定するものです。

今回の見直しは手続きや基準を含み、対象が広範囲にわたることから、この内容について市民の皆さまのご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。お寄せいただいたご意見は、条例の改正又は制定の参考にさせていただくとともに、市の考え方を付して、市ホームページで公表いたします。

条例の改正骨子及び制定骨子は市ホームページで掲載しているほか、行政資料コーナー（別館6階）及び、意見回収箱の設置場所にて公開しています。

**【閲覧方法】**

条例の改正骨子及び制定骨子は、市ホームページもしくは開発調整課（市役所分館2階）などでご覧になれます。

**【意見の募集期間及び結果公表時期】**

募集期間：令和3年6月4日（金）～令和3年6月24日（木）

結果公表：令和3年9月初旬予定

**【条例の施行・運用開始時期】**

令和4年4月

**【意見の提出方法】****1. 市ホームページの入力フォームによる場合**

パブリックコメント専用サイトの入力フォームに必要事項を記入の上、送信してください。

**2. 公共施設等に設置している意見回収箱に投函される場合**

意見提出用紙に必要事項をご記入の上、公共施設等に設置している「意見回収箱」に投函してください。

＜意見回収箱の設置場所＞

市役所本館（1階：受付）、市役所別館（1階：受付）、市役所分館（2階：開発調整課）

各支所（津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所）

各生涯学習市民センター（楠葉、さだ、牧野、菅原、御殿山、津田、南部、サンプラザ、生涯学習情報プラザ）

**3. 郵送・ファクス・電子メールによる場合**

意見提出用紙に必要事項をご記入の上、以下の宛先まで郵送、ファクス、電子メールのいずれかにて送付してください。

＜郵送先＞ 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市開発調整課 宛

＜ファクス＞ 072-841-5101 枚方市開発調整課 宛

＜電子メール＞ [tyousei@city.hirakata.osaka.jp](mailto:tyousei@city.hirakata.osaka.jp) 枚方市開発調整課 宛

**【対象者】**

本市在住・在学・在職の方及び本市で活動する団体・事業者に限ります。

**【注意事項】**

※ご意見はできるだけ簡潔に記入してください。ご意見について確認させていただく場合がありますので、連絡先をあわせてご記入ください。

※「氏名または団体名」、「住所または所在地」、「連絡先（電話番号またはファクス番号）」が明記されていない場合はご意見を受け付けできません。また、電話や窓口での口頭によるご意見も受け付けしかねますのでご注意ください。

※公表する内容はご意見の要旨と市の考え方となり、氏名・住所等の個人情報や特定の個人が識別しうる内容などは公表いたしません。また、類似のご意見等につきましては、まとめて公表する場合があります。

※ご意見に対する個別の回答はいたしません。

問い合わせ先 都市整備部 開発指導室 開発調整課 電話 072-841-1432